

流山市**集合住宅**・商業施設等用 電気自動車等充電設備設置補助金

集合住宅に付属の駐車場に、居住者または駐車場の賃貸借契約者（月極等で貸し出している場合のみ）が利用できる電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリッド車）の充電設備を設置した場合に、購入費の一部を助成します。※特定の個人等が使用する設備は対象外です。

補助対象の建築物

流山市内の集合住宅のうち、以下の3つを対象とします。

※新築・既存は問いません。
※分譲長屋や二世帯住宅は対象外

- 分譲共同住宅
- 賃貸共同住宅
- 賃貸長屋

補助対象者（申請できる方）

分譲共同住宅

管理組合

※管理組合設立前に限り建築主でも可
※居住者個人による申請は対象外

賃貸共同住宅または賃貸長屋

充電設備を購入し設置した設備の所有者

※申請者が個人的に使用する設備は対象外

補助対象設備 ※以下の**全て**の条件を満たす充電設備が対象です。

- 申請日の時点で、国が実施する補助事業の**普通充電設備**における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されている設備
- 未使用の充電設備（中古品は対象外）
- 補助金を申請する年度内（4月1日～翌3月31日）に設置工事が完了した設備

補助金額 ※以下の1～4のうち、最も低い額が**1基**あたりの補助金額です。

1. 充電設備の**購入費**（消費税額を除く）の**1/2**

※千円未満切り捨て
※設置工事費は対象外

2. 充電設備の**購入費**（消費税額を除く）から**国の補助金その他の収入額**を差し引いた額

※千円未満切り捨て

3. 一般社団法人次世代自動車振興センターが定める機器ごとの**基礎充電**に係る**補助金交付上限額**

※最新年度の補助事業における交付上限額

4. 30万円

※補助金の申請は、**1つの設置工事**につき**1回**までとなります。複数の設備を設置している場合は、**必ず併せて申請**してください。交付決定後の追加はできません。

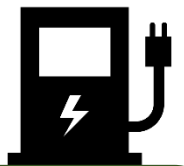
※予算の上限額に達し次第、終了します。

※その他要件等がありますので、設置前に必ずお問合せいただくか市ホームページをご確認ください。

※裏面あり

申請に必要な書類

- 交付申請書（第 1 号様式）
- 交付請求書（第 3 号様式）
- 充電設備の設置工事の**完了日**が確認できる書類（販売証明書等）
- 充電設備の**購入費**が確認できる書類（領収書の写し、販売証明書等）
 - ・複数の設備を設置している場合等は、1 基ごとの購入費が確認できるもの
- 設置場所の**見取り図**（施設の図面、拡大した地図等）
 - ・集合住宅と設備を設置した駐車場の位置関係等が確認できるもの
- 設置工事内容が確認できる**平面図**
 - ・駐車場内の設備の設置位置や工事内容等が確認できるもの
 - ・複数の設備を設置している場合は、どの設備がどこに設置されているか写真と照合できるもの
- 設置した充電設備の**仕様**がわかる書類（メーカーの仕様書等）
- 建築物の種類**が確認できる**写真等**（市が写真等では確認できないと判断した場合は、併せて建築物の種類が確認できる公的機関が発行する書類）
 - ・公的機関が発行する書類は、3 か月以内に発行した原本を提出すること（再発行ができない書類に限り写しでも可）
 - ・**共同住宅**の場合は、集合住宅であること及び**共用部分があること**が確認できる外観の写真等
 - ・**賃貸長屋**の場合は、長屋であることが確認できる外観の写真及び**賃貸借物件であること**が確認できる書類
- 充電設備の**設置状況**が確認できる**写真**
 - ・複数の設備を設置している場合は、1 基ごとの写真（図面と照合して、どの設備の写真か確認できるもの）
- 管理組合の決議**が確認できる書類
 - ・分譲共同住宅に設置した場合であって、当該分譲共同住宅の管理組合の規約上、充電設備を設置することについて、集会の決議が必要な場合
- 市税の納税状況**が確認できる書類（納税証明書、非課税証明書）
 - ・第 1 号様式で「同意します」を選択している場合は省略可
 - ・申請書が個人の場合は個人、法人の場合は法人、その他の団体の場合はその他の団体の納税状況が確認できる書類
- 国の補助金その他の収入がある場合は、その収入額**が確認できる書類の写し
- 充電設備の**保証書**の写し
 - ・記載項目が全て記入されたもの
 - ・複数の設備を設置している場合は、申請する**全ての設備**の保証書の写し
 - ・国の補助金の決定額がわかる書類を提出する場合は省略可



お問い合わせ・受付

〒270-0192
流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市 環境部 環境政策課
TEL：04 - 7150 - 6083（直通）
FAX：04 - 7158 - 9777
MAIL：kankyuhozen@city.nagareyama.chiba.jp

○受付場所
流山市役所第 1 庁舎 3 階
※出張所不可
※郵送の場合は、書類が到着したその日の窓口受付
終了後の受付となります。

○受付時間
8 時 30 分～17 時 15 分
（土日祝除く）



※詳細な要件等については、お問合せいただくか市ホームページ等によりご確認ください。

↑市 HP はこちら↑